

福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン

(Ver. 1.1)

平成28年6月

神奈川県環境農政局

神奈川県保健福祉局

はじめに

携帯電話などの小型電子機器類には、金、銅などの貴金属のほか、レアメタルといわれる希少資源が含まれていますが、従来、使用済みとなった小型電子機器類については、その多くが一般廃棄物として排出され、十分な資源回収が行われないまま処分されてきました。

こうした状況に対応するため、国において「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が制定され、使用済小型電子機器等からの有用資源の回収の仕組みが整えられたところです。

この法律は、平成25年4月1日から施行されましたが、本県では、これに先立って、福祉との連携による小型家電リサイクルの事業モデルの検討を行い、「かながわモデル」として市町村に提案したところであり、同年1月から、伊勢原市において、「かながわモデル」による取組として市内の障害者就労施設と連携した事業が開始されました。

こうした福祉との連携による小型家電リサイクルの取組は、有用資源の効率的な再資源化を行いつつ、障害者の社会参加の促進を図ることができるものであり、環境部門、福祉部門の双方にとって意義がある取組であると考えておりますが、現在のところ、広く浸透しているとはいえない状況です。

このガイドラインは、こうした状況に対応し、市町村、障害者就労施設、再資源化事業者が、相互に連携して、地域の実情に応じて小型家電リサイクルに取り組んでいくための指針として活用していただくため、関係者の御意見を伺い、作成したものです。

しかしながら、今後、多くの市町村が福祉との連携による小型家電リサイクルに取り組んでいくためには、社会情勢の変化や、それぞれの地域の実情に応じて事業モデルを見直していく必要がありますので、このガイドラインも継続的に修正を加え、充実させていきたいと考えています。

今後、福祉との連携による小型家電リサイクルに取り組まれる場合にお役立ていただき、多くの関係者により、この取組が進められることを期待しています。

平成27年5月

神奈川県環境農政局環境部資源循環課長
神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長

目 次

はじめに

1	本ガイドラインの趣旨	1
2	小型家電リサイクル法の概要	
(1)	目的	2
(2)	制度の概要	2
(3)	制度の対象となる品目	3
(4)	市町村の役割	5
(5)	認定事業者の役割	6
3	小型家電リサイクル施行上の課題	7
4	障害者優先調達推進法の概要	
(1)	目的	9
(2)	制度の概要	9
(3)	優先調達の対象となる施設	10
(4)	優先調達の対象となる役務	12
5	障害者優先調達推進法施行上の課題	13
6	福祉との連携による小型家電リサイクルの意義	14
7	福祉との連携による小型家電リサイクルの方法	
(1)	市町村から障害者就労施設への引渡し	15
(2)	前処理の内容	18
(3)	留意事項	
ア	廃掃法との関係	19
イ	障害者優先調達推進法との関係	22
ウ	契約の方法等	22
エ	契約書に記載する必要がある事項	31
8	市町村における取組事例	
(1)	市町村から障害者就労施設への引渡しの方法による取組事例	32
(2)	その他の取組事例	35
9	資料	37

1 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、市町村の廃棄物部局と福祉部局が、使用済小型電子機器等の再資源化に関する事業を、障害者就労施設と連携を図りながら推進する場合の留意事項や参考事項を取りまとめたものです。

また、本ガイドラインでは、市町村は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」といいます。）に基づき、使用済小型電子機器等の分別収集を行うことを想定していますので、分別収集の方法や再資源化事業者との契約方法については、国が作成している各種ガイドライン※をあわせて参照してください。

※「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（Ver. 1.1）」

（平成26年 2月 環境省・経済産業省）

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_collect140228.pdf

「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン（Ver. 1.1）」

（平成26年 4月 環境省・経済産業省）

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf

なお、本ガイドラインは、市町村と共同で実施した使用済小型電子機器等の回収量増加方策の検討結果や、県内を収集区域とする認定事業者、特定非営利活動法人神奈川セルフセンターへのヒアリング結果を踏まえて作成したものです。これらの検討等は平成26年度に実施したものであり、また、その他のデータも平成28年3月以前のものであることから、今後、状況の変化に応じ、継続的に内容の見直しを行っていきます。

2 小型家電リサイクル法の概要

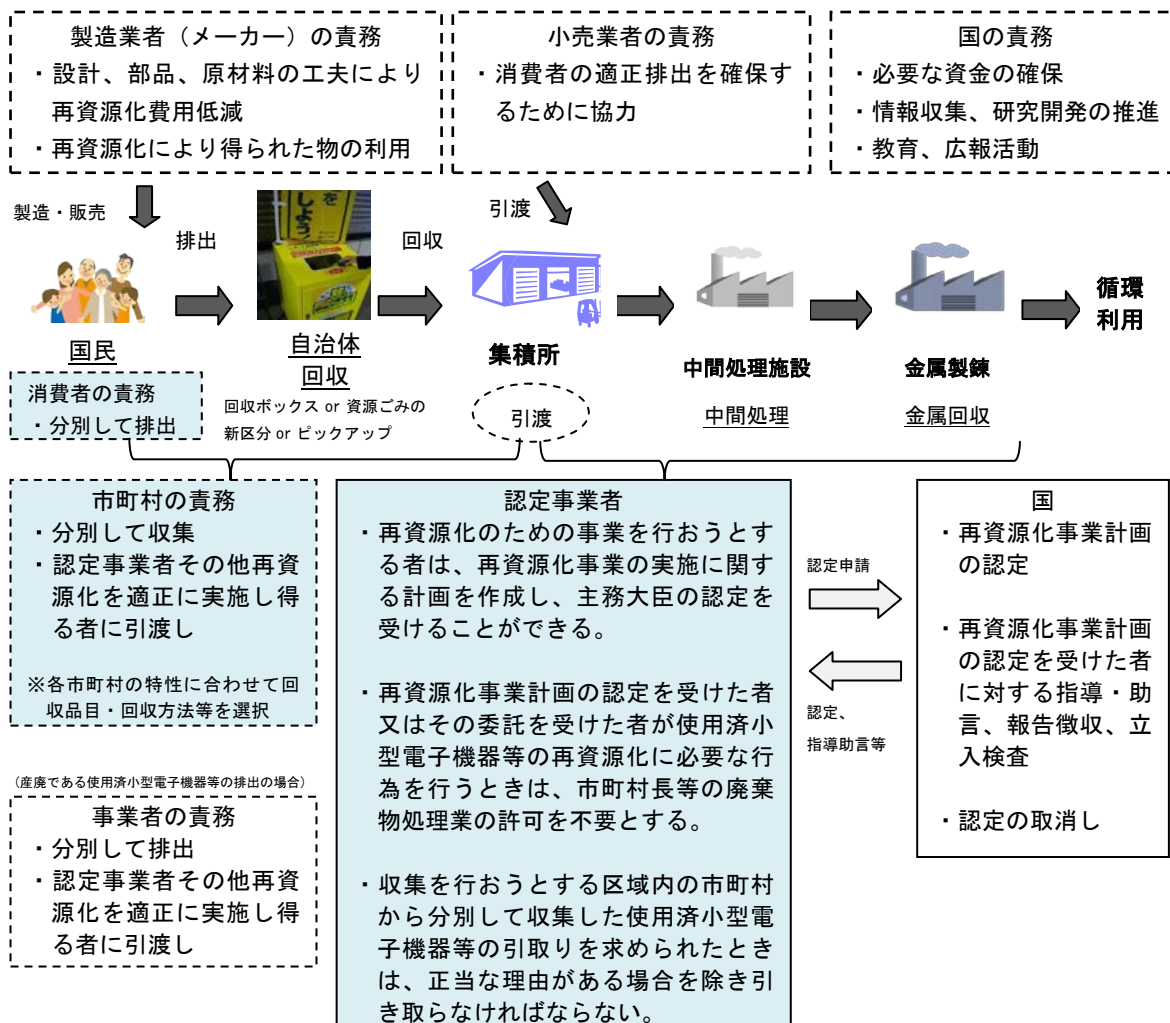
(1) 目的

小型家電リサイクル法は、使用済となった携帯電話、デジタルカメラなどの小型電子機器等に利用されている有用な資源の相当部分が再資源化されずに廃棄されている状況に対応するために制定された法律です。

(2) 制度の概要

市町村等が回収した使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が、その再資源化事業を実施するための計画（再資源化事業計画）を作成し、その計画について主務大臣（環境大臣・経済産業大臣）の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化の促進を図る制度です。

再資源化事業計画の認定を受けた者を、「認定事業者」といいます。



<環境省資料より>

(3) 制度の対象となる品目

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものがこの制度の対象となります（小型家電リサイクル法第2条）。

具体的には、次の電気機械器具が対象とされており、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を除き、ほぼ全ての家庭用電気機械器具が対象となります。

No.	対 象 品 目	具 体 例
1	電話機、ファクシミリ装置 その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置（モデム）、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末、PHS端末 その他の無線通信機械器具	携帯電話端末（公衆用PHS端末、スマートフォンを含む）、カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（家電リサイクル法対象品目を除く）	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダー/プレーヤー、DVDレコーダー/プレーヤー、BDレコーダー/プレーヤー、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダー、CDプレーヤー、MDレコーダー/プレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダー、補聴器、カーラジオ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータデスクトップ型（タワー型及び一体型を含む）、パーソナルコンピュータタブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）、ゲームソフト
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター（パーソナルコンピュータ用）、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	モニター（パーソナルコンピュータ用）、プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電動ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダー、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ（モニターを含む）、電卓、電子辞書
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスマーター（体組成計・体脂肪計）、電子式ベビースケール、電子式温湿度計、デジタル歩数計
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療機器、家庭用磁気・熱療法治療機器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器

No.	対 象 品 目	具 体 例
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジ その他の台所用電気機械器具 (家電リサイクル法対象品目を除く)	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、 ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサー、 電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の 空調用電気機械器具(家電リサイクル法対象品目を除く)	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機 その他の衣料用又は衛生用の 電気機械器具(家電リサイクル法対象品目を除く)	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドク リーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブ その他の保温用機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
21	ヘアドライヤー、電気かみ そりその他の理容用電気機 械器具	ヘアドライヤー、電気かみそり、電気脱毛機、電気ハサ ミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧器、風呂水用電気ポン プ、電気アクアリウム用品
22	電気マッサージ機	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の 運動用電気機械器具	ランニングマシン
24	電気芝刈機その他の園芸用 電気機械器具	電気芝刈機
25	蛍光灯器具その他の電気照 明器具	照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)
26	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
28	ゲーム機その他の電子玩具 及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム (ミニ電子ゲーム)

<環境省資料より>



(4) 市町村の役割

市町村は、その区域内で排出される使用済小型電子機器等を分別して収集し、認定事業者か、使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければなりません（小型家電リサイクル法第5条第1項）。

引渡しの相手方は認定事業者に限定されませんが、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合には、市町村が、その再資源化事業者が引渡先として適切であるか確認する必要があります。

確認項目については、環境省と経済産業省が作成した「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン」に記載されていますので、参考にしてください。

分別収集の対象とする品目は、(3)「制度の対象となる品目」の中から市町村が選択することとなります（pp. 3-4 参照）。

県内市町村の取組状況については、県ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6804/p21380.html>

また、分別収集の方法については、公共施設や店舗などに回収ボックスを設置して回収する方法（ボックス回収）や、不燃ごみなどの区分で排出されたものを、回収した市町村が分別する方法（ピックアップ回収）など、様々な方法があり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施することとされています。

詳細については、環境省と経済産業省が作成した「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に記載されていますので、参考にしてください。

(5) 認定事業者の役割

認定事業者は、使用済小型電子機器等の再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められています。

このため、認定事業者は、再資源化事業計画で定めた収集区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、引取りに応じなければなりません（ただし、天災など正当な理由があるときは引き取らないことができます。）（小型家電リサイクル法第12条）。

認定事業者は、引き取った使用済小型電子機器等を自ら再資源化するか、又は再資源化事業を行うことができる者に引き渡して、鉄、アルミニウムなどのほか、金、銀、銅などの貴金属や、パラジウム、セレン、テルル、ビスマスなどの希少資源を回収することとされています。

現在、神奈川県内を収集区域としている認定事業者は、次のとおりです。

事業者名	所在	担当部署連絡先
株式会社リーテム	東京都千代田区	03-5256-7041
トーエイ株式会社	愛知県知多郡東浦町	0562-83-3880
ミナミ金属株式会社	石川県金沢市	076-269-1800
三井物産株式会社	東京都千代田区	03-3285-2976
スズクホールディングス株式会社	東京都千代田区	03-5204-1892
株式会社エコネコル	静岡県富士宮市	0544-58-5800
株式会社市川環境エンジニアリング	千葉県市川市	047-376-1718
株式会社フューチャー・エコロジー	東京都大田区	03-3799-7153
リネットジャパン株式会社	愛知県大府市	0562-45-2922
株式会社エコ計画	埼玉県さいたま市	048-582-5800
J X金属商事株式会社	東京都中央区	03-6278-5715
豊通マテリアル株式会社	愛知県名古屋市	052-565-6423
丸源起業株式会社	千葉県山武郡横芝光町	0479-82-0874
株式会社イー・アール・ジャパン	広島県広島市	084-957-8530

※ 認定事業者は、主務大臣（環境大臣・経済産業大臣）が、随時認定をしています。最新の情報は、環境省ホームページにより御確認ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

3 小型家電リサイクル法施行上の課題

環境省によると、全国における平成26年度の回収実績は 50,491 トンであり、その内訳は次のとおりです。

再資源化事業者	回収量(t)
認定事業者	40,659
その他再資源化を適正に実施できる者	9,833
合計	50,491

(認定事業者が引き取った使用済小型電子機器等の再資源化実績(平成26年度))

	実績(t)	<主な内訳> 鉄 20,124 t アルミ 1,527 t 銅 1,112 t ステンレス・真鍮 99 t 金 143kg 銀 1,566kg パラジウム 14kg
回収した密閉型蓄電池、蛍光管、ガスボンベ、トナーカートリッジの重量	87.9	
回収したフロン類の重量	0.7	
製錬業者に引き渡した金属等の重量	27,743	
うち再資源化された金属の重量	22,870	
うち熱回収された重量	1,252	
うち残渣、スラグとなった重量	1,429	
再資源化されたプラスチックの重量	1,863	
熱回収されたプラスチックの重量	7,781	
再使用を行った使用済小型電子機器等の重量	0	
中間処理残渣等の重量	3,184	
合計	40,659	

<環境省資料より>

このうち、県内市町村(33市町村中24市町で回収)における平成26年度の回収実績は、未回収の市町村があったこともあり、約1,002トンとなりました。

今後、小型家電リサイクルを一層推進するためには、使用済小型電子機器等の回収量を増加させることが重要です。

回収量を増加させるためには、多くの市町村で使用済小型電子機器等の分別収集を行っていただくとともに、各市町村ができるだけ多くの使用済小型電子機器等を集める必要があります。

しかし、使用済小型電子機器等には、携帯電話など資源価値の高いものだけでなく、処理困難なもの、運搬効率が悪いもの、資源量が少ないものなども多く含まれます。

こうした品目は、市町村から認定事業者等への有償での引渡しが難しいため、市町村が分別収集の対象とすると、その財政負担が増加することとなることから、分別収集の対象とする市町村は半数程度に止まります。

(有償引渡しが困難な品目の例)

区 分	品目の例
処理困難なもの	繊維系のもの（電気カーペット等） 液体を含むもの（オイルヒーター等） 磁石を含むもの（大型のスピーカ等） フロンを含むもの（除湿機、冷水器、スポットクーラー等） 電池を含むもの
運搬効率が悪いもの	マッサージチェア、ランニングマシン、こたつ等
資源量が少なく、残渣が多いもの	掃除機、プリンター、空気清浄機、加湿器、こたつ、スピーカ等

<認定事業者ヒアリング結果による>

今後、市町村がこうした品目の分別収集に取り組み、再資源化を進めるためには、有償性を高めた上で認定事業者等に引き渡すことにより、その財政負担の軽減を図る必要があります。

そのためには、市町村がこうした品目を分解して基板など金属が多い部分を取り出した上で認定事業者等に引き渡すなど、有償性を高めるための前処理作業を行ってから引き渡す仕組みについて検討を進める必要があります。

また、使用済小型電子機器等の中には、携帯電話やパソコンなど、個人情報を含むものがあり、個人情報の漏洩を心配して排出を躊躇する方も多くいる※ことから、回収量の増加を図るためには、市町村において個人情報保護対策に万全を期すことが重要です。

このため、個人情報を含む品目については、排出される方の不安を軽減し、回収量の増加を図るため、記録媒体部分に穴を開けるなど物理的に破壊することにより、個人情報の漏洩を防ぐことも検討を進める必要があります。

※ 環境省が平成26年12月に実施した「消費者意識についてのアンケート調査」によると、「小型家電リサイクル法に基づいて小型家電を排出するとは思わない」と回答した消費者のうち、19.6%の方が、理由として「個人情報が漏洩するのではないかと心配であるから」を挙げています。

4 障害者優先調達推進法の概要

(1) 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品や役務（サービス）を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。

(2) 制度の概要

国や地方公共団体、独立行政法人等は、障害者就労施設等から優先的に物品や役務（サービス）を調達するよう努めなければなりません（障害者優先調達推進法第3条、第4条）。

また、国や地方公共団体、独立行政法人等は、毎年度、障害者就労施設等からの物品や役務の調達目標を定めた調達方針を作成し、年度終了後、調達の実績を公表することとされています（障害者優先調達推進法第6条、第7条、第9条）。

さらに、国や地方公共団体、独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進することで、これを呼び水として、民間部門へも取組の輪を広げていくことを目指しています。

なお、地方公共団体が障害者就労施設等から物品や役務を調達する場合には、競争入札によらず、随意契約によることができる場合がありますが（p. 27参照）、障害者優先調達推進法に基づき国が定めた「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」では、随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達に配慮するよう努めるものとされています。

(3) 優先調達の対象となる施設

障害者優先調達推進法における優先調達の対象は、「障害者就労施設」、
「在宅就業障害者」及び「在宅就業支援団体」とされています。

このうち、「障害者就労施設」の種類は、次のとおりです。

	施設等の種類	概要
障害福祉サービス事業所等	障害者支援施設	障害者につき入所支援を行うとともに、施設入所以外の支援を行う施設（障害者総合支援法第5条第11項）
	地域活動支援センター	障害者が通所し、創作的活動、生産活動、社会との交流を行う事業所（障害者総合支援法第5条第25項）
	障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	
	生活介護事業所	常時介護を要する障害者に、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所（障害者総合支援法第5条第7項）
	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所（障害者総合支援法第5条第13項）
	就労継続支援A型事業所	一般企業等への就労が困難な障害者に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び技能の向上のために必要な訓練を行う事業所（障害者総合支援法第5条第14項）
	就労継続支援B型事業所	一般企業等への就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び技能の向上のために必要な訓練を行う事業所。雇用契約は締結しない。（障害者総合支援法第5条第14項）
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として国又は地方公共団体から必要な費用の助成を受けている施設（障害者基本法第18条第3項）
企業	特例子会社	一定以上の身体障害者又は知的障害者を雇用する株式会社（子会社）で、その子会社と特殊の関係にある事業主（親事業主）が厚生労働大臣の認定を受けているもの（障害者雇用促進法第44条第1項）
	重度障害者多数雇用事業所	次の要件の全てを満たす事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者である労働者の数が5人以上 ・ 障害者である労働者の割合が20%以上 ・ 雇用する障害者に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の割合が30%以上

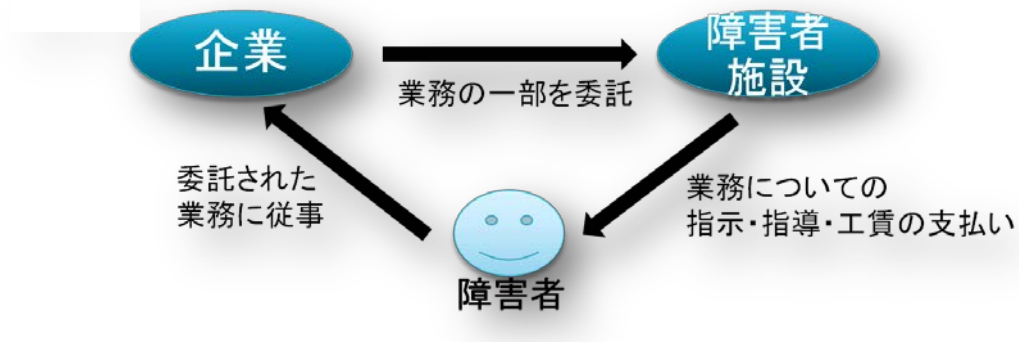
(施設内就労と施設外就労)

障害者就労施設（障害福祉サービス事業所等）の利用者（障害者）は、その通所する障害者就労施設において生産活動に従事するのが通常ですが、委託契約に基づき、それ以外の場所（委託者の事業所など）で生産活動に従事することがあります。

通所する施設で生産活動に従事する形態を「施設内就労」といい、それ以外の場所で従事する形態を「施設外就労」といいます。

施設内就労だけでなく、施設外就労の場合も、障害者優先調達推進法の対象となります。

<施設外就労のイメージ>



障害者就労施設側から見た施設内就労と施設外就労のそれぞれのメリットは、次のとおりです。

施設内就労	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者及び職員が、慣れた環境で作業に従事できる。・ 移動の負担が少ない。・ 新たな職員の配置が不要
施設外就労	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の就業意識の向上が期待できる。・ 作業場の確保が容易・ 専用の機械の導入が不要・ 委託者との情報交換が容易

<特定非営利活動法人神奈川セルプセンターヒアリング結果による>

(4) 優先調達の対象となる役務

国が示す優先調達の対象となる役務の具体例は、次のとおりです。使用済小型電子機器等の分解等の業務は、「その他のサービス・役務」に該当します。

分類	具体例
印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

(平成25年5月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に伴う留意事項について」より)

5 障害者優先調達推進法施行上の課題

平成26年3月現在、県内357の就労継続支援B型事業所には約8,200人の障害者の方が通所しており、障害者の就労支援の大きな受け皿となっていますが、その工賃^{※1}は全国平均を下回っている状況です^{※2}。

障害者の社会参加促進のためには、就労継続支援B型事業所への発注を拡大し、生産活動の充実を図っていくことが重要です。

※1 就労継続支援B型事業を行う者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととされています（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第201条第1項）。

※2 平成26年度の県内の就労継続支援B型事業所の工賃実績額（平均月額）は1万3,709円であり、全国平均の1万4,838円を下回っています。

6 福祉との連携による小型家電リサイクルの意義

(小型家電リサイクル推進の観点から)

市町村が分別収集した使用済小型電子機器等を認定事業者等の再資源化事業者に引き渡す場合に、障害者就労施設において次の前処理作業を行うことにより、小型家電リサイクル法に基づく再資源化の促進や、排出者の不安軽減につながることを期待できます。

- ・ 有価での引渡しが困難な品目の分解等 ⇒ 有価性の向上
- ・ 携帯電話など個人情報が含まれる品目への穴あけ ⇒ 個人情報漏洩防止

(障害者の社会参加推進の観点から)

障害者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが大切です。そのためには、障害者が働く障害者就労施設の生産活動の機会を確保し、その経営基盤を強化することが必要です。

そこで、障害者就労施設の業務の範囲を使用済小型電子機器等の前処理作業のような新たな分野にも広げることにより、施設の生産活動の幅が拡大され、そこで作業をする障害者の就労機会の確保にもつながることが期待できます。

また、業務量によっては、障害者の工賃の向上が図られる場合もあります。

このように、市町村から障害者就労施設に対し使用済小型電子機器等の前処理業務を委託するなど、障害者が働くための支援を行うことにより、障害者の社会参加が促進されることが期待できます。

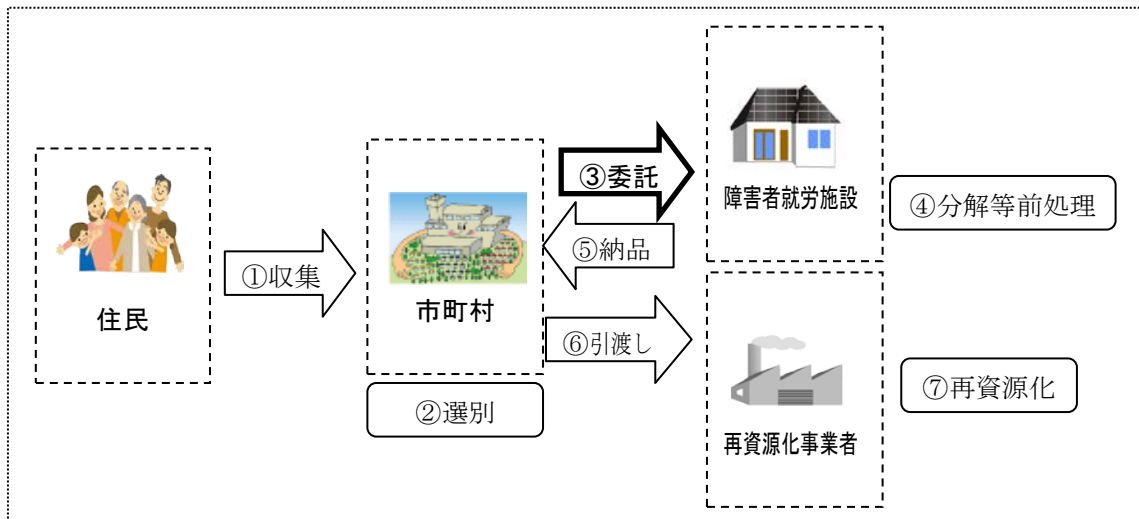
以上のことから、市町村が使用済小型電子機器等の再資源化に取り組むに当たり、福祉との連携を図っていくことは、環境部門と福祉部門の双方にとって、大きなメリットがあるものと考えられます。

7 福祉との連携による小型家電リサイクルの方法

(1) 市町村から障害者就労施設への引渡し

市町村から障害者就労施設（障害福祉サービス事業所等に限りません。）に使用済小型電子機器等を引き渡し、障害者就労施設で分解等の前処理（p. 18 参照）を行う場合、引渡しの形態として「委託」と「譲渡」の二つの方法が考えられます。

<委託による場合>

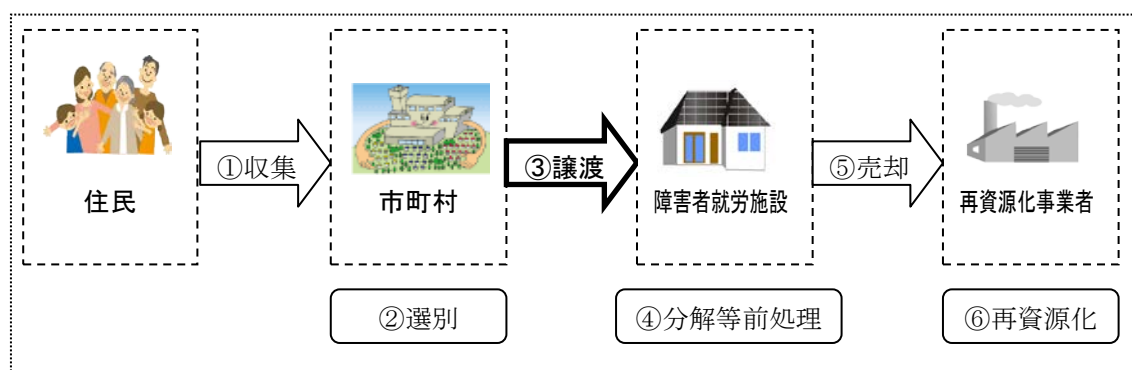


(概要)

- ・ 住民が排出した使用済小型電子機器等を市町村が分別収集し、選別した後、障害者就労施設に分解等の前処理を委託します（上記①～③）。
委託契約の締結は、競争入札によるほか、一定の場合には随意契約によることもできます（p. 27参照）。
- ・ 引渡しの対象となる使用済小型電子機器等が廃棄物に該当する場合には、委託契約や分解作業の内容について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）が適用されます（p. 20参照）。
- ・ 業務を受託した障害者就労施設は、分解等の前処理を行い、委託した市町村に納品します（上記④～⑤）。
前処理の際に生じる残渣の取扱いについては、あらかじめ契約で定めておく必要があります（p. 23参照）。
市町村は、業務実績に応じ、障害者就労施設に対して委託料を支払います。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達実績となります。

- ・ 納品を受けた市町村は、認定事業者等の再資源化事業者に対し、前処理後の使用済小型電子機器等を引き渡します。
- ・ 現在、県内では、横須賀市と小田原市がこの方法による連携を行っています（pp. 33-34参照）。

<譲渡による場合>



(概要)

- ・ 住民が排出した使用済小型電子機器等を市町村が分別収集し、選別した後、障害者就労施設に対し、有償か、又は無償で譲渡します（上記①～③）。
譲渡の対象となる使用済小型電子機器等は、有価物に限られません（p. 19参照）。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達実績とはなりません。
- ・ 障害者就労施設は、譲渡を受けた使用済小型電子機器等について分解等の前処理を行い、再資源化事業者に売却します（上記⑤）。
売却益は、障害者就労施設の収入となります。
なお、前処理により残渣が発生した場合は、産業廃棄物又は事業系一般廃棄物として、障害者就労施設の責任で処理する必要があります。
- ・ 県内では、小型家電リサイクル法の施行前から、伊勢原市が「かながわモデル」による取組として、この方法による連携を行っています（p. 32参照）。

◎障害福祉サービス事業所等への引渡し以外の方法による福祉との連携による小型家電リサイクル

福祉との連携による小型家電リサイクルには、市町村から障害福祉サービス事業所等に使用済小型電子機器等を引き渡す方法以外にも、市町村が障害者を雇用する方法や、障害者雇用を行っている事業者にも業務を委託する方法など、様々なバリエーションが考えられます。

県内では、藤沢市と愛川町において、それぞれ独自の取組が行われています（pp. 35-36 参照）

また、認定事業者の中には、再資源化事業計画（p. 2 参照）に障害者就労施設との連携を盛り込んでいる事業者もあります。

なお、障害者雇用を行っている事業者のうち、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所への業務の委託は、障害者優先調達推進法による優先調達の対象となります（p. 10 参照。ただし、地方自治法施行令第167条の2第3号の随意契約の対象とするためには、別途、市町村長の認定手続が必要です。p. 27 参照）。



(2) 前処理の内容

使用済小型電子機器等の有価性を高めるために障害者就労施設で行う前処理の例として、次のものが挙げられます。

ただし、これらの工程によって有価性が向上するか否か、また、どの程度向上するかについては、引き渡す使用済小型電子機器等の状態、引渡数量、金属相場の動向、引渡先となる再資源化事業者の再資源化の方法等に大きく影響されますので、あらかじめ関係者間で確認しておく必要があります。

前処理の例	効 果	課 題
分解（基板等金属部分の取出し）	再資源化事業者への引渡しを資源価値が高い部位に限定することにより、有価での引渡しが可能となる場合があります。	基板等金属部分以外の部分は引渡し・再資源化の対象とならないこと。
二次電池（密閉型蓄電池）の取外し	二次電池を含む使用済小型電子機器等は、そのままの状態で破砕することができない（発火のおそれがある）ため、あらかじめ取り外すことにより、引渡価格が向上する場合があります。	取外しが困難な品目があり、対象が限定されること。
分別	種類ごとに分別することにより効率的な再資源化が可能となるため、引渡価格が向上する場合があります。	分別のためのスペースの確保が必要となること。

携帯電話等、個人情報が含まれる使用済小型電子機器等に係る個人情報保護のために障害者就労施設で行う前処理の例として、情報が記録されている部分に穴を開けるなど物理的に破壊する作業が挙げられます。

また、次の品目については、表の右欄に記載の理由により、障害者就労施設での前処理には適さないと考えられます。

品目の例	適さない作業	理 由
フロン類を含むもの （除湿機、冷水器、スポットクーラー等）	分解	フロン類の回収、破壊には、専門的技術を必要とするため
二次電池を容易に取り外せないもの （スマートフォン、タブレット端末、コードレススピーカー、コードレスキーボード、シェーバー、電動歯ブラシ、充電式小型掃除機等）	・分解 ・二次電池の取外し ・個人情報保護のための穴あけ	作業の際に、二次電池を工具で傷つけ、発火するおそれがあるため

(3) 留意事項

ア 廃掃法との関係

(廃棄物該当性)

使用済小型電子機器等は、各家庭から排出される段階では、廃棄物に該当すると考えられますが、市町村が分別収集し、一定の選別をして、有価性の高いもののみを抽出した場合、障害者就労施設に引き渡す段階では、廃棄物ではなく、有価物と判断される場合があります。

廃棄物に該当する場合、その処理については廃掃法の規制が及ぶこととなりますが、有価物に該当する場合には、その処理について廃掃法の適用は受けません。有価物であれば、市町村から障害者就労施設に譲渡することが可能ですが、廃棄物の場合には市町村に処理責任がありますので、譲渡することはできません（一定の条件のもとに処理を委託することは可能です。）。

市町村から障害者就労施設に引き渡す際に廃棄物に該当するか、有価物に該当するか、という点については、市町村において、「物の性状」、「排出の状況」、「通常の見取り形態」、「取引価値の有無」及び「占有者の意思」等を総合的に勘案して判断する必要があります。

なお、障害者就労施設が有価物に該当しない廃棄物を運搬する場合には、市町村長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けるか、市町村から委託を受ける必要があります（この場合、廃掃法で定める委託基準をクリアする必要があります。）。

(中間処理該当性)

市町村から障害者就労施設に引き渡す使用済小型電子機器等が「廃棄物」に該当する場合、障害者就労施設が行う前処理の作業が、廃掃法上の「中間処理」に該当することがあります。

廃棄物の「中間処理」とは、最終処分の前段階で、物理的、化学的又は生物学的な方法によって廃棄物の形態、外観、内容等を変化させることを意味しますが、障害者就労施設が廃棄物の中間処理を行う場合には、市町村長から一般廃棄物処分業の許可を受けるか、市町村から委託を受ける必要があります（この場合、廃掃法で定める委託基準をクリアする必要があります。）。

障害者就労施設で行う使用済小型電子機器等の前処理が廃棄物の中間処理に該当するか否か、という点については、上記の中間処理の意義に照らして、使用済小型電子機器等の分別収集を行う市町村が適切に判断する必要があります。

(委託基準適合性)

市町村が障害者就労施設に廃棄物の中間処理を委託する場合には、廃掃法で定める委託基準をクリアする必要があります。

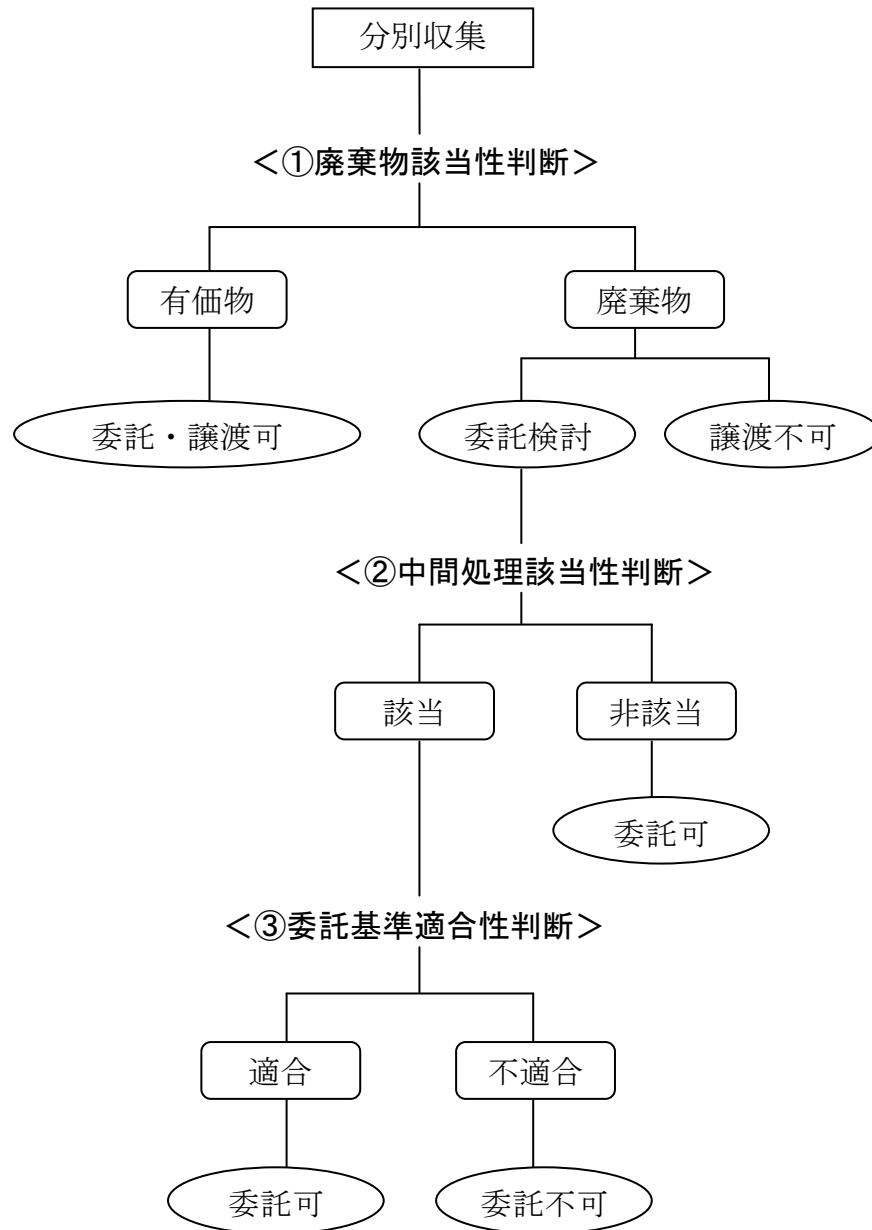
委託基準の内容は廃掃法施行令第4条に定められており、その内容は次のとおりです。

[一般廃棄物の処分を委託する場合の基準] (廃掃法施行令第4条)

- ① 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。(第1号)
- ② 受託者が、次のいずれにも該当しない者であること。(第2号)
 - ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 廃掃法、浄化掃法等、暴力団対策法、刑法等の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 一般廃棄物収集運搬業等の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者等
 - ・ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
など
- ③ 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。(第3号)
- ④ 一般廃棄物の処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。(第4号)
- ⑤ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。(第5号)
- ⑥ 市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。(第7号)
- ⑦ 委託契約には、受託者が①から③までの基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。(第8号)
- ⑧ ⑥に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、その市町村に対し、あらかじめ、処分又は再生の場所の所在地等について通知するとともに、1年以上にわたり継続して委託するときは1年に1回以上実地検査を行うこと。(第9号)

受託者となる障害者就労施設が委託基準に適合するかどうかは、業務を委託する市町村が適切に判断する必要があります。

[使用済小型電子機器等の前処理に関する廃掃法上の論点整理]



<各論点に関する環境省見解* >

① 廃棄物該当性	・市町村において、その物の性状等を総合的に勘案して判断
② 中間処理該当性	・各種前処理作業が「簡単な手選別等」に該当するか、「中間処理」に該当するかについては、使用済小型電子機器等を回収する市町村が判断
③ 委託基準適合性	・他の事業者との並びを踏まえ、業務を委託する市町村において判断

* 詳細については、p. 37以下参照。

イ 障害者優先調達推進法との関係

市町村が障害者就労施設に対し使用済小型電子機器等の前処理を委託する場合には、障害者就労施設から役務を調達することになりますので、当該委託は、障害者優先調達推進法に基づく調達実績となります。

他方、市町村が障害者就労施設に対し使用済小型電子機器等を譲渡する場合には、物品又は役務の調達には該当しないため、障害者優先調達推進法に基づく調達実績とはなりません。

ウ 契約の方法等

(再資源化事業者に事前に確認すべき事項)

障害者就労施設で分解等の前処理を行った使用済小型電子機器等は、委託、譲渡のいずれの場合であっても、最終的には認定事業者等の再資源化事業者へ引き渡され、再資源化されることになります。

再資源化の方法は、再資源化事業者によって様々ですので、どの品目について、どのような前処理を行うことが再資源化の効率化に貢献できるのか、という点については、再資源化事業者によって異なります。

また、品目によっては、前処理を行う必要がないものもあります。

このため、市町村は、障害者就労施設との連携を検討する場合には、引渡先となる再資源化事業者から、対象品目や前処理の内容などについてあらかじめ確認しておく必要があります。

事前に確認しておく必要があると考えられる主な事項は、次のとおりです。

調整事項	内 容
対象品目	・ 前処理を行うことによって再資源化効率が向上し、有価引取りが可能となる（引取価格が向上する）品目は何か。
前処理の内容	・ 再資源化効率が向上する前処理の内容はどのようなものか。 ・ 分別や分解を行う場合、どの程度の精度が求められるのか。
残渣の処理	・ 分別や分解を行った際に発生する残渣（再資源化事業者の引取りの対象とならない物）をどのように取り扱うか。
その他	・ 引渡しの頻度、1回当たりの引渡し量はどの程度が最適か。

（市町村が障害者就労施設との連携を図るに当たってあらかじめ検討すべき事項）

市町村が障害者就労施設と連携して小型家電リサイクルを行おうとする場合、あらかじめ検討しておく必要があると考えられる主な事項は、次のとおりです。

項目	内容
契約の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託によるか、譲渡によるか。 ・ 譲渡による場合、有償とするか、無償とするか。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労施設で行う前処理の内容、対象品目、分別・分解の精度など（再資源化事業者への確認結果に基づいて検討）
業務履行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前処理の手順、必要な工具類 など。 ・ 委託の場合、施設内就労とするか、施設外就労とするか。施設外就労とする場合の作業場所 など。
作業員の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発火、発熱等の危険を伴う作業の回避 ・ 分解作業に伴う怪我の防止方策 など。 <p>（先行事例では、ゴーグル、手袋を着用）</p>
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年契約とするか、半年契約とするか など。
予定数量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内に市町村から引き渡す使用済小型電子機器等の量の見込み
費用算定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託による場合：委託料の算定方法（委託料算定に当たって考慮する費用） ・ 譲渡による場合：有償とするか、無償とするか。有償とする場合の売払価格算定方法 など
納期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容、予定数量等を考慮して決定
業務に必要な指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務指導を行う者（市町村職員か、再資源化事業者か） ・ 業務指導を行う期間（業務の習熟には通常3か月程度要するとされているが、業務内容によって異なる点に留意）
業務に必要な工具等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分解を行う場合に必要なドライバーや、作業員の防護に必要なゴーグルなどの種類、調達方法、費用負担など。
残渣の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別や分解を行った際に発生する残渣（再資源化事業者の引取りの対象とならない物）の取扱い <p>（特に、譲渡による場合は、残渣は産業廃棄物又は事業系一般廃棄物として障害者就労施設の責任で処理しなければならない点に留意）</p>

(市町村が契約相手方に求めることが適当な事項)

市町村が障害者就労施設に対し使用済小型電子機器等の前処理業務を委託する場合、又は譲渡する場合には、前処理業務を安全・確実に実施できる障害者就労施設を相手方とする必要があります。

市町村が、契約相手方となる障害者就労施設に求めることが適当な事項としては、次のものが挙げられます。

項目	内 容
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">最終的な引渡先となる再資源化事業者が要求する作業を確実に実施できることが必要です。なお、分解、分別、穴あけ等の作業については、複雑な作業を伴うものではないことから、専門的かつ高度な技能は必要とされないと考えられます。
作業スペース (施設内就労)	<ul style="list-style-type: none">作業量によって異なりますが、分解、分別、穴あけ等の作業であれば、作業用の机が設置できる程度の場所が確保できれば作業可能です。 (作業に必要な面積は健常者と大きく異なることはありません。)
保管スペース (施設内就労)	<ul style="list-style-type: none">作業の期間を通じて、盗難や性状悪化を防止し、適切に管理できる場所が確保される必要があります。特に、携帯電話やパソコンなど、個人情報を含む使用済小型電子機器等を作業の対象とする場合には、施錠可能な保管庫の確保等、個人情報の漏洩防止措置が可能な保管場所が確保される必要があります。
保険加入	<ul style="list-style-type: none">作業実施に伴う怪我などの事故については、障害者就労施設側が対応することが原則となるため、万が一事故が発生した場合には、施設側で業務の継続が困難となる場合があります。このため、損害賠償保険への加入の有無をあらかじめ確認しておくことが適当です。
委託基準	<ul style="list-style-type: none">廃棄物である使用済小型電子機器等の中間処理業務を委託する場合は、相手方となる障害者就労施設が廃掃法施行令第4条の委託基準に適合することが必要です (p. 19参照)。

なお、作業を行う障害者の障害種別については、特段の制約はないと考えられます(先行事例では、身体障害、知的障害、精神障害いずれの方も従事されています。)

市町村における契約相手方の選定や事前調整は、環境部局と福祉部局が連携して行う必要があります。

また、契約相手方を選定する場合、「共同受注窓口」を活用すると便利です。

～共同受注窓口とは～

共同受注窓口とは、複数の障害者就労施設が共同して受注や品質管理等に取り組み、受注業務のあっせん又は仲介等を行う組織です。

発注したい業務を受託することができる障害者就労施設を選定する際に共同受注窓口を活用する場合、相談窓口・契約窓口が一本化されるため、発注者が個別に相手方を探す必要がありません。

県では、県内すべての市町村の事業所を対象としている、共同受注窓口「はたらき隊かながわ」を設置しています。

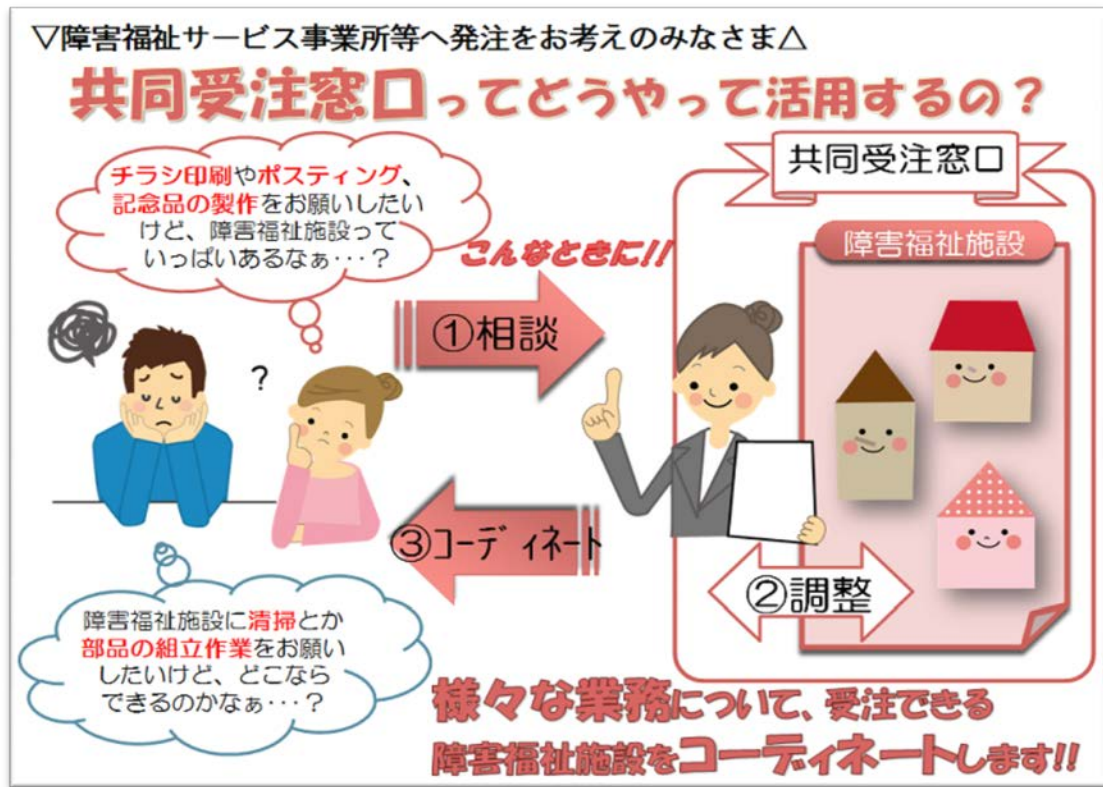
県内の市町村においては、独自の共同受注窓口を設置している市町村もありますが、県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」は、すべての市町村や企業がご活用いただけます。

なお、障害者優先調達推進法において、共同受注窓口が障害者就労施設の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、共同受注窓口からの調達についても、調達実績に含めることとされています。

○県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」問い合わせ先

運営主体	特定非営利活動法人 神奈川セルフセンター
所在地	〒252-0804 藤沢市湘南台 1-7-8 エスポワール 304 号室
電話	0466 - 53 - 7802
FAX	0466 - 53 - 7803

【共同受注窓口の活用イメージ】



(委託による場合の契約方法)

市町村から障害者就労施設に業務を委託する場合の契約方法は、原則として競争入札によることとなりますが、次の場合には随意契約によることができます。

	要 件	根 拠
①	委託料の予定価格が50万円の範囲内において市町村規則で定める額を超えない額である場合	地方自治法施行令第167条の2第1号
②	市町村規則で定める手続により役務の提供を受ける場合*	地方自治法施行令第167条の2第3号

※ ②の方法による場合、委託料の予定価格の制約なく随意契約によることが可能ですが、この場合、あらかじめ市町村規則で一定の手続を定めておく必要があります。また、p. 10の表に掲げる障害者就労施設のうち「企業」に該当するものと②の方法による随意契約を締結する場合は、別途、市町村長による認定手続が必要です。

市町村規則で定める手続としては、概ね次のような手続が想定されると解されています。

- ・ あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- ・ 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
- ・ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

<参考>

神奈川県では、②の方法による随意契約を行うため、次のとおり、規則、要綱の整備を行っています。

<p>[神奈川県財務規則] (随意契約によることができる額等) 第50条 (略) 2 政令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次に掲げる手続とする。</p> <p>(1) あらかじめ発注の見通しに関する事項を公表すること。 (2) 契約を締結する前において、次に掲げる事項を公表すること。 ア 契約の内容 イ 契約の相手方の決定の方法 ウ 契約の相手方の選定基準 エ 契約の申込みの方法 (3) 契約を締結した後において、次に掲げる事項を公表すること。 ア 契約の内容 イ 契約の相手方の氏名及び住所 ウ 契約の相手方を選定した理由</p>
--

要綱名称	障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱	障害者支援施設等との随意契約の事務手続等に関する要綱
対象施設	<p>○障害福祉サービス事業所等</p> <p>ア 県内に所在する次の事業所 生活介護、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、地域活動支援センター、小規模作業所</p> <p>イ これらに準ずる者として地方自治法施行規則第12条の2の3で定めるところにより知事の認定を受けた者</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <共同受注窓口の取扱い> 地方自治法施行規則第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する手続き等の必要な事項を定めた「神奈川県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準」を策定し、認定を行うことで<u>随意契約の対象</u>としている。 </p>	
	<p>○障害者雇用企業</p> <p>ア 障害者雇用率が4%以上の県内で事業を営む中小企業基本法第2条各号に規定する企業</p> <p>イ かながわ障害者雇用優良企業認証事業実施要綱により認証されたかながわ障害者雇用優良企業</p>	—
	○在宅就業支援団体	
対象物品等	<p style="text-align: center;">物品及び役務</p> <p>（障害者雇用企業及び在宅就業支援団体には印刷は含めない。）</p>	役務
予定価格※	<p>【物品】 160万円以下</p> <p>【役務】 100万円以下</p>	<p>【役務】 100万円を超え 250万円以下</p>

※ 法令上、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約について予定価格の制約はありませんが、県では、随意契約の見直しに向けた取組の中で、自主的に上限額を設定しています。

市町村は、契約に先立ち、委託料の予定価格を設定する必要がありますが、その額は、障害者就労施設が受託業務を遂行するに足りる額であることが必要です（特に、廃棄物である使用済小型電子機器等の中間処理が対象となる場合には、この点が委託基準とされています（廃掃法施行令第4条第5号） p.20参照）。

予定価格の設定に当たっては、他の自治体での事例や他の業務に係る工賃などを考慮して定めるのが一般的ですが、具体的な方法は、各市町村の財務会計部局が定めるところによります。

なお、先行事例では、再資源化事業者への売払価格を考慮して設定する例があります。

また、恒常的に作業ができる程度の業務量がある場合には、作業の継続性の確保のため、作業員の人件費をベースとするよう配慮することも考えられます。

(有償譲渡（売払い）による場合の契約方法)

市町村が使用済小型電子機器等（有価物）を売払う場合は、原則として競争入札によることとなりますが、予定価格が少額である場合※は随意契約によることができるため、特定の障害者就労施設に売り払うことが可能となります。

※ 予定価格が30万円の範囲内において市町村規則で定める額を超えない額である場合の売払いが該当します（地方自治法施行令第167条の2第1号）。

(無償譲渡（贈与）による場合の契約方法)

市町村が障害者就労施設に使用済小型電子機器等（有価物）を無償で譲渡する場合は、随意契約によることとなりますが、この場合は、あらかじめ個々の譲渡について議会の議決を得るか、又は条例で無償譲渡事由として定めておく必要があります（地方自治法第96条第1項第6号）。

条例で財産無償譲渡の基準を定めた場合は、あらためて個々の譲渡について議決を得る必要はありませんが、各市町村の現行条例の規定で解釈上読み込むことができるか、新規に規定する必要があるのか等については、あらかじめよく確認しておく必要があります。

(参考：条例の規定例)

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則

(この条例の趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

第2条～第5条 (略)

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

第7条 (略)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日（又は公布の日）から施行する。

(昭和38年10月30日付け自治庁行発第68号自治省行政局行政課長通達「条例準則等の送付について」より)

エ 契約書に記載する必要がある事項

市町村から障害者就労施設に使用済小型電子機器等を引き渡す場合は、委託か譲渡のいずれかの方法によることとなりますので、契約書も、委託契約書又は売払（譲渡）契約書によることとなります。

契約書（仕様書を含みます。）の書式については、各市町村契約担当部局においてそれぞれ定められているものと思われませんが、福祉との連携による小型家電リサイクルを行う場合には、通常の記載事項のほか、次の点に留意する必要があります。

（委託による場合）

記載事項	内 容
契約の解除	廃棄物の中間処理を委託する場合、通常の解除事由のほか、受託者（障害者就労施設）が廃掃法施行令第4条第1号から第3号までに定める基準（p.20 参照）に適合しなくなったときは、市町村において委託契約を解除することができることを記載する必要があります（廃掃法施行令第4条第8号）。

（譲渡による場合）

記載事項	内 容
前処理の実施	使用済小型電子機器等の譲渡を受けた障害者就労施設において、分解等の前処理を行うことについて定めます。 前処理の内容は、あらかじめ関係者で協議し、確定しておく必要があります。
再資源化事業者への引渡し	前処理を行った使用済小型電子機器等を、市町村が指定する再資源化事業者に引き渡すことを定めます。 引渡しの相手方は、認定事業者か、使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者として市町村が認める者である必要があります（p. 5 参照）。

（共通）

記載事項	内 容
作業の手順	作業に従事する障害者の方の安全確保の観点から、作業の手順、作業上避ける必要がある行為等について明確にしておくことが適当です。

8 市町村における取組事例

(1) 市町村から障害者就労施設への引渡しの方法による取組事例

市町村名	伊勢原市
事業開始	平成25年1月
作業内容	分別、分解、分解品取りまとめ
事業形態	譲渡（無償）
具体的な内容	<p>① 市が分別収集し、市施設で一時保管（携帯電話については、個人情報保護のための穴あけを行う。）</p> <p>② 取りまとめを行う障害者就労施設が市から引き取り、運搬（月1回）</p> <p>③ 取りまとめを行う障害者就労施設が、作業を実施する各障害者就労施設に分配</p> <p>④ 各障害者就労施設が分解、分別作業を実施</p> <p>⑤ 各障害者就労施設は、作業後の使用済小型電子機器等が一定程度溜まった段階で市が認めた再資源化事業者売却</p> <p>⑥ 売却代金は取りまとめを行う障害者就労施設が一括して収入し、各障害者就労施設に均等に配分</p>
対象品目	携帯電話、デジタルカメラ・ビデオカメラ、デジタル音楽プレーヤー（CD・MDを含む。）、携帯型・据置型ゲーム機、電子辞書、ポータブルDVDプレーヤー、車載型テレビ、ゲームカセット
障害者就労施設の種別	就労継続支援B型事業所（3事業所）
選定方法	市障害福祉課から市内の障害者就労施設に実施を打診
障害種別	身体障害、知的障害、精神障害
作業スペース	<p>（施設①）1.8m×1.8mの机 1～2個分</p> <p>（施設②）1.8m×1.8mの机 2～4個分</p> <p>（施設③）事務机 2～4個分</p>
保管方法	<p>分解前：プラスチックコンテナで施設建物内保管</p> <p>分解後：衣装ケース、ダンボール等で施設建物内保管</p>
就労形態	施設内就労
作業体制	他の作業の合間に実施
職員研修	事業開始当初、分解・分別方法について再資源化事業者による指導を実施
再資源化事業者	認定事業者以外（市と障害者就労施設が締結する協定で、市が認める再資源化事業者に引き渡すこととしている。）
参考	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014032700034/

市町村名	横須賀市
事業開始	平成26年6月
作業内容	(携帯電話等) ストラップ切り取り、電池パック取外し、破壊機による穴あけ、計数計量 (携帯電話等以外) 電気コード切離し、電池取外し、分別、異物除去、種別ごとに計量
事業形態	委託
具体的な内容	① 市が分別収集し、市施設で一時保管 ② 市から障害者就労施設に引渡し(月2回) ③ 障害者就労施設が受託業務実施 引渡しから2週間後、計量結果報告を添えて納品 残渣は市処理 ④ 計量結果報告に基づき、市から委託料支払(月締め) ⑤ 市は納品された使用済小型電子機器等が一定量溜まった段階で再資源化事業者へ引渡し
対象品目	回収ボックスにより回収した使用済小型電子機器等すべて
障害者就労施設の種別	就労継続支援B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター(6事業所)
選定方法	市障害福祉課説明会により市内障害者施設に打診 受託希望があった施設の訪問調査を実施して決定
障害種別	知的障害、精神障害
作業スペース	10畳程度の面積を使用
保管方法	施錠可能な作業室で保管し、さらに携帯電話等は鍵付き保管庫内で保管
就労形態	施設内就労
作業体制	3～5人程度が1か月当たり8日程度従事
職員研修	未実施(ただし、市施設内で説明会を開催)
再資源化事業者	認定事業者
参考	

市町村名	小田原市
事業開始	平成27年1月
作業内容	分解（電子基板等の取出し）、携帯電話からの電池取外し
事業形態	委託
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 市が分別収集し、市施設で一時保管 ② 市から障害者就労施設に引渡し ③ 障害者就労施設が受託業務実施。業務完了後、納品 ④ 市から作業量に応じた委託料支払 ⑤ 市は納品された使用済小型電子機器等が一定量溜まった段階で再資源化事業者へ引渡し
対象品目	ビデオデッキ類、携帯電話
障害者就労施設の種別	地域活動支援センター
選定方法	市の障害者事業所連絡会の会議の場で説明し、打診 受託希望があった1施設に決定
障害種別	身体障害、知的障害、精神障害
作業スペース	約2mの長テーブル6個分
保管方法	分解前：作業部屋の机下スペースに保管 分解後：プラスチック製の箱で保管
就労形態	施設内就労
作業体制	4人が1か月当たり1日程度従事
職員研修	分解方法について再資源化事業者による指導を実施したほか、地域のボランティアの方による指導を実施
再資源化事業者	認定事業者以外
参考	

(2) その他の取組事例

市町村名	藤沢市
事業開始	平成25年11月（平成25年10月試行）
作業内容	携帯電話穴あけ、電池取外し、分別等
事業形態	市から藤沢市資源回収協同組合（以下「組合」をいう。）への補助（障害者就労施設への支払は市資源回収協同組合が実施）
具体的な内容	<p>（携帯電話）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市が分別収集し、組合（リサイクルプラザ藤沢内）で荷下ろし ② 障害者就労施設が組合から引き取り、穴あけ、電池取外し作業を実施 ③ 障害者就労施設が組合に引渡し ④ 組合は引き渡された使用済小型電子機器等が一定量溜まった段階で再資源化事業者へ引渡し <p>-----</p> <p>（携帯電話以外）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市が分別収集し、取りまとめを行う障害者就労施設で荷下ろし ② 取りまとめを行う障害者就労施設が各障害者就労施設に分配し、各施設で分別等を実施 ③ 各施設で前処理した使用済小型電子機器等を、取りまとめを行う障害者就労施設に集約し、市に引渡し ④ 市から組合へ引渡し ⑤ 組合は引き渡された使用済小型電子機器等が一定量溜まった段階で再資源化事業者へ引渡し
対象品目	携帯電話、カメラ、携帯型音楽プレーヤー、補助記憶装置、電子端末、電子辞書、電卓、ゲーム機
障害者就労施設の種別	地域活動支援センター、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所（7事業所）
選定方法	市内障害者就労施設の共同受注窓口を活用
障害種別	身体障害、知的障害、精神障害
作業スペース	約2mの長テーブル3個分
保管方法	施錠可能な部屋で保管
就労形態	施設内就労
作業体制	2～4人程度が1か月当たり5日程度従事
職員研修	組合において、市職員の指導のもと作業を実施
再資源化事業者	認定事業者
参考	

市町村名	愛川町
事業開始	平成26年4月（平成25年8月～平成26年1月試行）
作業内容	分解、穴あけ
事業形態	再資源化事業者による障害者就労施設への委託
具体的な内容	① 町が分別収集し、町施設で一時保管 ② 町が再資源化業者に売却 ③ 再資源化事業者の作業場で障害者就労施設の利用者が作業 ④ 再資源化事業者から障害者就労施設に工賃相当額を支払
対象品目	携帯電話、ゲーム機等小型のもの
障害者就労施設の種別	就労継続支援B型事業所
選定方法	再資源化事業者が従前から連携している障害者就労支援施設を選定
障害種別	身体障害、知的障害、精神障害
作業スペース	80.81㎡（現状の作業フロアの広さ）
保管方法	作業フロア下のシャッター付き倉庫で保管 小物は作業フロアで保管 （施設全体が警備保障会社と契約）
就労形態	施設外就労
作業体制	8人程度が1か月当たり8日程度従事
職員研修	再資源化事業者が日常的に実施
再資源化事業者	認定事業者以外
参考	

9 資料

(1) 廃棄物該当性に関する環境省の見解

平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について」（抜粋）

(2) 廃棄物該当性の判断について

- ① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。（中略）

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の見扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があ

ること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の利用価値が認められなかつたおかつた確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

- ② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

平成24年3月19日付け環廃企発第120319001号、環廃対発第120319001号、環廃産発第120319001環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、廃棄物対策課長、産業廃棄物課長通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」（抜粋）

3 使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品の廃棄物該当性について

使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられ、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について、有害物質の飛散・流出を防止するための措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られる。

これらについても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

平成25年3月8日付け環廃企発第1303083号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行について」（抜粋）

使用済小型電子機器等についても、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられることから、これらについても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断し、生活環境保全上の支障が生じないよう、更なる指導監督に努められたいこと。

「家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法の説明会」（平成26年7月22日開催・環境省関東地方環境事務所）配布資料（抜粋）

原則として、廃棄物該当性については、一般廃棄物についても、「行政処分指針（産廃課長通知）」を参考に総合判断となります。

なお、一つの考え方としては、使用済小型家電は住民が排出する段階において、住民は自ら使用することができないため、捨てる意思で市町村の分別収集に排出しているものと考えられるため、収集の段階では、廃棄物であることに疑いの余地はないと考えます。故に現状において市町村は燃えないごみや粗大ごみを直営又は許可業者を使って収集しているものと考えます。個々の住民が排出した使用済小型家電を市町村が収集して「物量」を集めた際には、認定事業者との間で有価で取引する余地が生まれてきます。また、資源性が高い携帯電話やパソコンのみを市町村が取り出して福祉施設に引き渡す場合には、有価で引き渡すことも可能であると考えます。この段階で有価であることのみをもって「有価物」と判断するか否かは、「行政処分指針」を参考に適切に判断いただければと思います。

なお、小型家電リサイクル法を制定した際の国の考え方としては、認定事業者に廃棄物処理法の業の許可の特例を講じた理由は、市町村から引き渡される小型家電については、元々住民が廃棄物として排出したものであり、資源性が高いもの、資源性が低いもの、古いもの、壊れたもの、有害な物質が含まれたものが様々に混ざった状態で認定事業者に引き渡されるため、認定事業者の事業に廃棄物処理法上の支障が生じないように措置したものです。この主旨をふまえて適切に対応いただきますようお願いいたします。

平成26年12月19日付け環関地廃発第1419121号環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長回答（抜粋）

問 使用済小型電子機器等の処理の各段階における廃棄物該当性について

- ① 住民が排出した使用済小型電子機器等を市町村（受託事業者を含む。）が収集、運搬に着手した時点
- ② 住民が小型家電回収ボックスに排出した場合
 - ア 排出した時点
 - イ 一定量ボックスにたまった時点
- ③ 市町村（受託事業者を含む。）が収集した使用済小型電子機器等について、分解等の前処理をさせるため第三者（福祉事業所等、再資源化事業者以外）に引き渡す時点
 - ア 資源性が高いもの、資源性が低いもの等が混在した状態で引き渡す場合
 - イ 資源性が高いもの（携帯電話やカメラ、パソコン等）のみを、品目ごとに分類した上で引き渡す場合
 - ウ イ以外のものを引き渡す場合
- ④ 第三者が分解等の前処理をした使用済小型電子機器等を市町村が受け取る時点
 - ア 第三者が、使用済小型電子機器等を資源性が高い基板、金属部分と、それ以外の部分に分解した場合
 - イ 第三者が、携帯電話、パソコン等の電池パックを取り外した場合
- ⑤ 市町村から再資源化事業者に引き渡す時点

答 ①～⑤とも、個々の状況が分からないため、一概には申し上げられないが、市町村において、その物の性状等を総合的に勘案して判断されたい。

(2) 中間処理該当性に関する環境省の見解

平成26年12月19日付け環関地廃発第1419121号環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長回答（抜粋）

問 使用済小型電子機器等の再資源化事業者への引渡し前に実施する前処理工程の中間処理該当性について

- ① ストラップ、キーホルダー等を取り外す行為
- ② 電池パックを取り外す行為
- ③ 電気コード類を切り離す行為
- ④ 個人情報等を取り出すことができないようにするため、一部に穴を開ける等により記録媒体を物理的に破壊する行為
- ⑤ 効率的に再資源化を行うため、ドライバー等を使用して分解し、資源性が高い基板、金属部分と、それ以外の部分に分ける行為

答 前提として、他者の廃棄物を取り扱う場合には、市町村からの委託又は収集運搬業若しくは処分業の許可が必要である。（中略）

①～⑤の行為が「簡単な手選別等」に該当するかについては、使用済小型電子機器等の回収を行う市町村が判断することとなる。

なお、市町村が当該行為は「簡単な手選別等」に該当すると判断するのであれば、「中間処理」に該当しないことから、一般廃棄物処分業の許可は不要である。

(3) 委託基準適合性に関する環境省見解

平成26年12月19日付け環関地廃発第1419121号環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長回答（抜粋）

問 使用済小型電子機器等の中間処理を、市町村から第三者に委託する場合における委託基準適合性について

- ① 受託業務を遂行するに足りる施設について（施行令4条1号関係）
- ② 受託業務を遂行するに足りる財政的基礎について（施行令4条1号関係）
- ③ 受託しようとする業務の実施に関する相当の経験について（施行令4条1号関係）

答 廃棄物処理法施行令第4条第1号の基準への適合性については、他の事業者との並びを踏まえ、業務を委託する市町村において判断されたい。

神奈川県

福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン

平成28年6月

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 (045)210-4156

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0504/>

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 (045)210-4709

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1309/>